

「チームプラスマさが」登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「プラスマ Life さが～Plastic Smart Life さが～」(以下、「プラスマ Life さが」という。)の趣旨に賛同する店舗・事業所等による「チームプラスマさが」を組織することにより、各店舗・事業所等での一層の取組を推進するとともに、その取組状況を広く広報して、プラスチックごみ削減に対する県民全体の意識改革、行動変容を促し、「プラスマ Life さが」を県民運動として展開していくことを目的とする。

(登録)

第2条 県内において、次の各号に掲げるプラスチックごみ削減の取組を実践する店舗・事業所等は「チームプラスマさが」に登録することができる。

- 一 ワンウェイプラスチックの使用削減
- 二 効果的・効率的で持続可能なリサイクルの推進
- 三 バイオプラスチック等の代替品の適切な利用促進
- 四 その他プラスチックごみの削減に資する効果的な取組

(登録の要件)

第3条 「チームプラスマさが」に登録できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 一 県内において、第2条の各号に掲げるプラスチックごみ削減の取組を実践する店舗・事業所等であること。
- 二 申請者(法人にあっては、その役員)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

(登録の申請及び登録)

第4条 登録を受けようとする者は、登録申請書(様式第1-1号)を県に提出するものとする。

- 2 登録を受けようとする者が同一会社及びフランチャイズ等の複数の店舗・事業所等を含めて「チームプラスマさが」として登録申請する場合は、様式第1-1号別紙2の登録事業所一覧表に名称及び所在地市町名を記入のうえ、登録申請書に添付して提出するものとする。
- 3 同業者によって組織された団体(以下、同業団体という。)が、その構成する店舗・事業所等(以下、構成員という。)を含めて登録申請する場合、登録申請書(様式第1-2号)に様式第1-2号別紙2の団体構成員一覧表を添えて、県に提出するものとする。なお、構成員を含めず同業団体が単独で登録申請する場合は、第1項の規定によるものとする。
- 4 前項で登録申請した同業団体は構成員の登録等に関する全てについて、当該団体が窓口となり管理するものとする。
- 5 県は、第1項から第3項の規定により提出された登録申請書の内容を確認し、登録要件を満たしていると認める場合は、「チームプラスマさが」に登録し、登録証(ステッカー)を交付するものとする。

(変更の届出)

第5条 「チームプラスマさが」に登録された店舗・事業所等及び同業団体（以下、「事業所等」という。）は、前条の登録申請書に記載した内容に変更があったとき、速やかに内容変更届（様式第2号）により、県に届け出るものとする。なお、第4条第3項の規定により登録申請した同業団体は、申請した構成員に変更があったときも、同様に内容変更届（様式第2号）により県に届け出るものとする。

(登録の中止)

第6条 事業所等は、第3条に掲げた登録要件を満たさなくなった場合又は登録の中止を希望する場合、中止届（様式第3号）を県に提出するものとする。なお、第4条第3項の規定により登録申請した同業団体は、申請した構成員が第3条に掲げた登録要件を満たさなくなった場合、もしくは登録の中止を希望する場合も、同様に中止届（様式第3号）を県に提出するものとする。

(登録の取り消し)

第7条 県は、事業所等が次の各号のいずれかに該当したときは、登録を取り消すものとする。

- 一 前条の中止届が提出されたとき
- 二 第2条各号の取組のいずれも実践しなくなったとき
- 三 第3条に定める登録要件に適合しなくなったと県が確認したとき
- 四 その他事業所等として適当でないと判断したとき

2 県は、前項の規定により事業所等の登録を取り消したときは、この者に対してその旨を通知するものとする。ただし、所在不明等により通知が困難な場合はこの限りでない。

3 登録を取り消された者は、速やかに第4条第5項の規定に基づいて交付された登録証（ステッカー）の表示を取りやめなければならない。

4 県は、第1項の規定により、第4条第3項に基づき登録申請した同業団体の構成員の登録を取り消したときは、当該団体に対してその旨を通知するものとする。県から通知を受けた同業団体は、当該構成員に対して速やかに通知し、第4条第5項の規定に基づいて交付された登録証（ステッカー）の表示を取りやめさせなければならない。

(佐賀県マイバッグ・ノーレジ袋推進店からの移行)

第8条 第4条の規定に関わらず、「佐賀県マイバッグ・ノーレジ袋推進店」は、事業所等に移行するものとする。

2 県は、前項の規定により登録された事業所等に対し、第4条第5項の登録証（ステッカー）を交付するとともに、さらなる取組を促すものとする。

3 事業所等への移行を希望しない「佐賀県マイバッグ・ノーレジ袋推進店」は、その旨申し出ることができる。

(事業所等の役割)

第9条 事業所等は、年間を通してプラスチックごみの更なる削減に努力するとともに、県等が実施する各種プラスチックごみ削減の施策へ積極的に協力する。

(情報発信)

- 第10条 県は、事業所等の名称、取組内容等を県ホームページ等で紹介し、広く情報発信するものとする。
- 2 事業所等は、自らのプラスチックごみ削減の取組をホームページ等で広く情報発信するよう努めるものとする。

(その他)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年8月25日から施行する。
- 2 「佐賀県マイバッグ・ノーレジ袋推進店制度実施要領」(平成22年5月27日施行)は、この要綱の施行に伴い廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年2月1日から施行する。ただし、改正後の第3条の規定は、令和4年9月1日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、令和6年8月20日から施行する。